

令和四年六月二十四日受領  
答弁第一四二二号

内閣衆質二〇八第一四二二号

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮IT技術者による本邦における不法活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮IT技術者による本邦における不法活動に関する質問に対する答弁書

御指摘の「北朝鮮IT技術者による不法な業務請負」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、一般論としては、刑法法令に触れる行為があった場合には、捜査当局が関係機関と連携し、取締りを行っており、今後とも、これを徹底してまいりたい。

このほか、政府機関等の情報システムについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和三年度版）」（令和三年七月七日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、当該システムの開発等の業務について外部委託を行う場合に、サプライチェーンのいずれかの段階において不正プログラムに感染させられること等による情報流出等が発生するリスクへの対応を図るなど、政府機関等におけるサイバーセキュリティの確保の観点からも対策を講じているところである。